移転促進団地（①～⑤）

①田の浦団地 （R7.12.1現在）

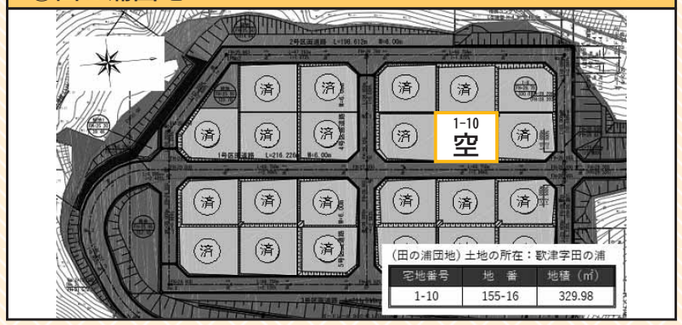

宅地番号	地　番	地積（㎡）
1-10	155-16	329.98

③清水団地 （R7.12.1現在）

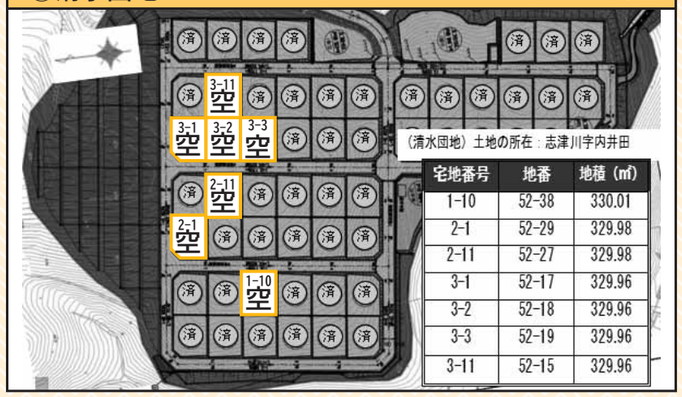

宅地番号	地番	地積（㎡）
1-10	52-38	330.01
2-1	52-29	329.98
2-11	52-27	329.98
3-1	52-17	329.96
3-2	52-18	329.96
3-3	52-19	329.96
3-11	52-15	329.96

④戸倉団地 （R7.12.1現在）

（戸倉団地）土地の所在：戸倉字沖田

宅地番号	地番	地積（㎡）
1-1	53-26	329.91
1-3	53-28	330.11
1-4	53-29	330.10
1-7	53-47	330.10
1-9	53-50	330.22
1-10	53-51	329.90
2-1	53-31	330.18
2-6	53-35	330.19
2-9	53-40	330.17
2-10	53-41	330.28
2-13	53-43	330.08
5-11	53-70	330.04
7-1	53-74	330.08
7-4	53-77	329.88
9-2	53-81	330.04
9-4	53-91	330.02
9-5	53-92	330.03

②馬場・中山生活センター西団地（R7.12.1現在）

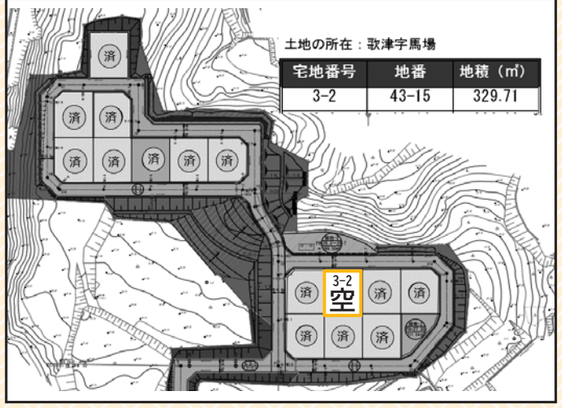

宅地番号	地番	地積（㎡）
3-2	43-15	329.71

⑤長清水団地 （R7.12.1現在）

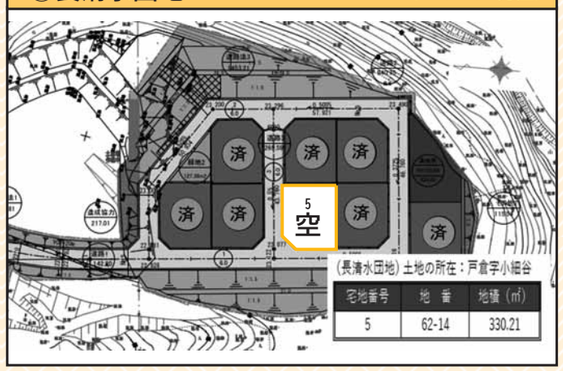

宅地番号	地　番	地積（㎡）
5	62-14	330.21

2 応募資格

①不動産の売買または賃貸に係る契約を結ぶ能力について、法令上の制限を受けていない人
②破産者でない人
③税金を滞納していない人
④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第32条第１項各号に掲げる項目に該当しない人

応募方法など詳しくは、町のホームページをご覧いただくか、または、下記までお問い合わせください。

問 企画課　財産管理係　☎46-1371

マイナンバーカード・電子証明書の更新手続きについて

「マイナンバーカード」とマイナンバーカードに搭載された「電子証明書」には有効期限があります。有効期限はそれぞれに設定されており、更新手続が必要です。

有効期限を迎える人には、期限のおよそ３か月前にお知らせ（有効期限通知書）が送付されますので、お早めに開封して、更新の手続をお願いします。

※電子証明書の有効期限を迎えると、マイナ保険証、マイナポータルへのログイン、コンビニでの証明書交付サービスなどが利用できなくなります。

有効期限		
	マイナンバーカード	発行日から10回目の誕生日(交付時未成年は５回目)
	電　子　証　明　書	年齢問わず発行日から５回目の誕生日

マイナンバーカードの更新手続き

お知らせに同封された交付申請書を使って、スマートフォンやパソコン、証明用写真機、郵送で申請ができます。ご自身で申請が難しい人は、ご本人が来庁された場合に限り、写真撮影と申請手続きのお手伝いをします。

更新の申請から約１か月後に役場から通知ハガキ（交付通知書)が届きますので、通知ハガキに記載の受取場所に通知ハガキと現在のマイナンバーカードを持参し、新しいカードをお受け取りください。

電子証明書の更新手続き

マイナンバーカード、有効期限通知書、マイナンバーカード交付時に設定した暗証番号(６～16桁英数字、４桁の数字)が必要です。

※暗証番号を忘れた人は、マイナンバーカード以外の本人確認書類もお持ちください。

更新の手続き・受け取り

●**場所**　町民税務課または歌津総合支所　●**受付時間**　平日午前８時30分～午後５時

予約制ではありません。暗証番号の再設定がない場合は、約10分で完了します。

問 町民税務課　戸籍住民係　☎46-1373

移転促進団地の分譲・賃貸について

移転促進団地に整備した以下の宅地の分譲・貸付を希望する人を随時募集します。

1 団地名・区画数・価格

No.	団　地　名	区画数	価格（１宅地当たり）	
			分譲価格	賃貸価格
①	田の浦団地	1	204万円	8万1千円／年
②	馬場・中山生活センター西団地	1	215万円	8万6千円／年
③	清水団地	7	290万円～296万円	11万円6千円～11万8千円／年
④	戸倉団地	17	328万円～353万円	13万1千円～14万1千円／年
⑤	長清水団地	1	172万円	6万9千円／年
合　計		27		

※価格の見直しを行うため、価格が変動する可能性があります。